

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	：	：	法人名		
額 の 控 除 に 関 す る 明 細 書					
当期のその他の国外源泉所得に係る金額の計算	区 分			国外所得対応分 ①	①のうち非課税所得分 ②
	その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額			24	円
	加算	納付した控除対象外国法人税額	25		
		交際費等の損金不算入額	26		
		貸倒引当金の戻入額	27		
			28		
			29		
			30		
			31		
			32		
			33		
			34		
		小 計	35		
	減算	貸倒引当金の繰入額	36		
			37		
			38		
			39		
			40		
			41		
			42		
			43		
			44		
		小 計	45		
		計 (24) + (35) - (45)			

別表六(二) 令八・四・一以後終了事業年度等分

Ⅱ 地 方 法 人 税 に 係 る 外 国 税 額 の 控 除 に 関 す る 明 細 書							
当 期 の 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 (1)		47	円	地 方 法 人 税 控 除 限 度 額 (51) × $\frac{(16)}{(9)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「43」)	52	円	
法 人 税 の 控 除 限 度 額 (17)		48		地 方 法 第 12 条 第 1 項 に よ り 控 除 で き る 金 額 ((49)と(52)のうち少ない金額)	53		
差 引 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 (47)－(48)		49		(53) 又 は 当 初 申 告 税 額 控 除 額	54		
地 方 法 人 税 額 の 計 算	課 税 標 準 法 人 税 額 (別表一「2」－「3」)＋(別表六(六)「9の㊸」＋「9の㊹」)	50	000	地 方 法 第 12 条 第 8 項 に よ り 控 除 で き る 金 額 (別表六(二)付表六「13の計」)	55		
	地 方 法 人 税 額 (50) × 10.3%－(((別表六(五)の二)「5の㊸」)＋(別表十七(三)の六)「1」)－(別表一「2」－「3」))と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	51		外 国 税 額 の 控 除 額 (54)＋(55)	56		

Ⅲ 防 衛 特 別 法 人 税 に 係 る 外 国 税 額 の 控 除 に 関 す る 明 細 書						
当 期 の 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 (1)		57	円	防 衛 特 別 法 人 税 控 除 限 度 額 $(61) \times \frac{(16)}{(9)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「51」)	62	円
法人税の控除限度額及び地方法人税控除限度額の合計額 (17) + (52)		58				
差 引 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 (57) - (58)		59		防 確 法 第 16 条 第 1 項 に よ り 控 除 で き る 金 額 ((59) と (62) の うち 少 な い 金 額)	63	
防 衛 特 別 法 人 税 額 の 計 算	課 税 標 準 法 人 税 額 ((別表一「2」-「3」-「47」)+(別表六(六)「9の㉔」+「9の㉕」)又は(((別表一「2」-「3」)+(別表六(六)「9の㉔」+「9の㉕」)) $\times \frac{\text{別表一「67」}}{\text{別表一「45」}}$)	60	000	(63) 又 は 当 初 申 告 税 額 控 除 額	64	
				防 確 法 第 16 条 第 8 項 に よ り 控 除 で き る 金 額 (別表六(二)付表六「20の計」)	65	
	防 衛 特 別 法 人 税 額 (60) $\times$ 4% - (((別表六(五)の二)「5の㉓」)+(別表十七(三)の六)「1」)-(別表一「2」-「3」)-(50) $\times$ 10.3%) と 0 の うち 多 い 金 額 (マイナスの場合は 0)	61		外 国 税 額 の 控 除 額 (64) + (65)	66	